高圧ガス製造開始届（冷凍則）について

１　第一種製造者は、許可を受けて高圧ガスの製造を開始した場合は、開始届が必要です。

　　第一種製造者は，高圧ガスの製造を開始したときは，遅滞なく，都道府県知事に届け出なけなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造開始届書（様式第１５） | １部 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |

３　手数料

　　不要

４　申請の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第15（第29条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造開始届書 | 冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 事業所所在地 | 〒　 |
| 製造開始年月日 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。